

労働基準法違反容疑で逮捕・送検

～派遣労働者に対する賃金不払の疑い～

豊田労働基準監督署（署長 石川 真一）は、令和7年9月3日、株式会社ネクセルの代表取締役を、労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部にその身柄を書類とともに送検しました。

【事件の概要】

派遣労働者に対し、次のとおり令和6年9月分及び10月分の2か月間の定期賃金（合計約1,668万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

- ・派遣労働者38名に対する9月分の賃金：8,388,925円
- ・派遣労働者35名に対する10月分の賃金：8,295,370円

1 被疑者

株式会社ネクセル 代表取締役A

〔 ※株式会社ネクセル 所在地：愛知県豊田市明和町二丁目
事業内容：労働者派遣業（現在廃業） 〕

2 違反条文

労働基準法第24条（賃金の支払）
労働基準法第120条第1号（罰則）

3 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月1回以上、一定の期日を定めて、賃金の全額を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、株式会社ネクセルの派遣労働者38名に対する令和6年9月1日から同月30日までの賃金8,388,925円、派遣労働者35名に対する令和6年10月1日から同月31日までの賃金8,295,370円を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働基準法

（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでの支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

(罰則)

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (前略) 第二十三条から第二十七条まで(中略)の規定に違反した者

二～五 (略)